

# **経済産業省説明資料**

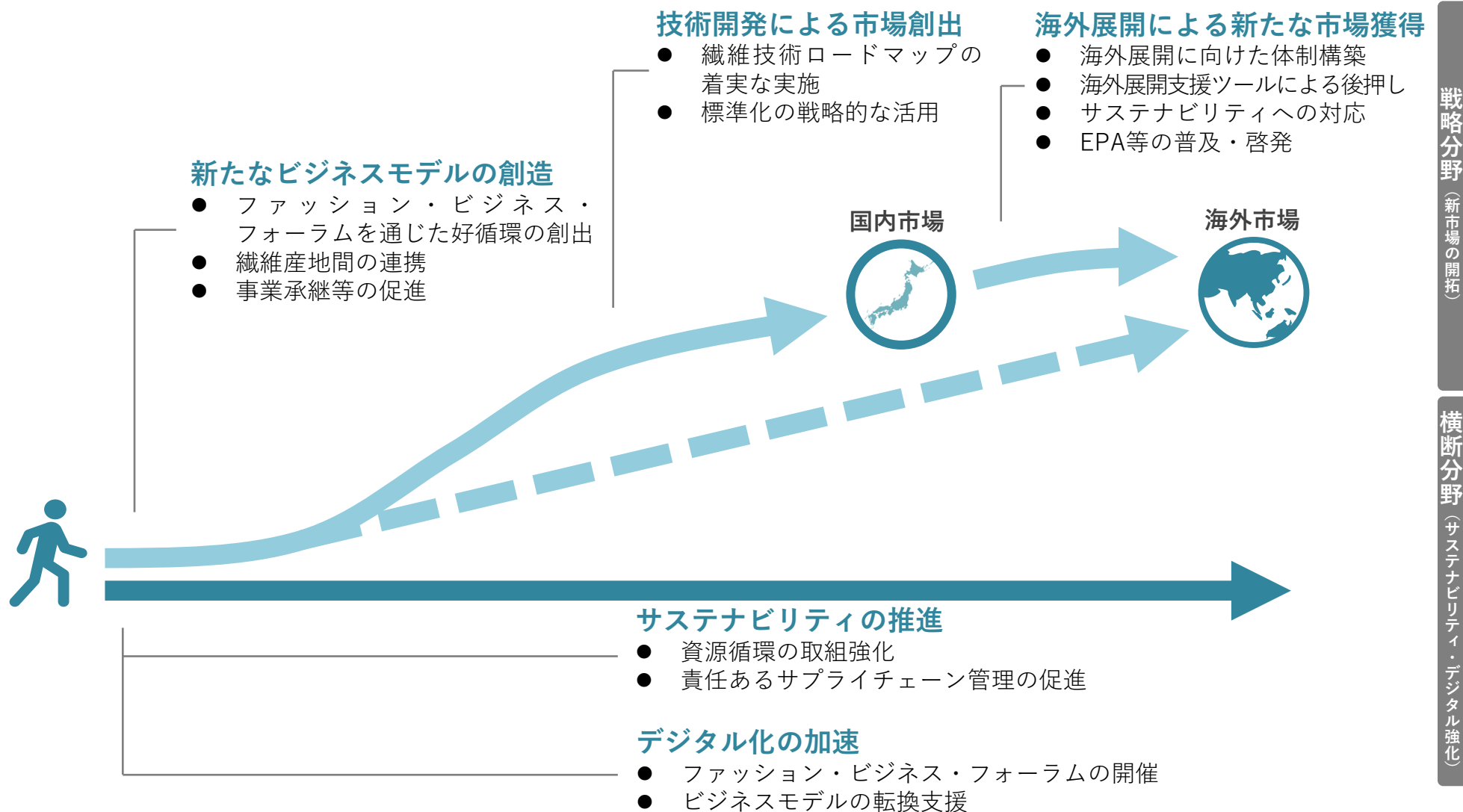
## **～サステナブルファッションに関する取組～**

**令和5年11月30日**

**経済産業省 生活製品課**

# 2030年に向けた今後の繊維産業政策

- 繊維ビジョンでは、新市場開拓のための分野を戦略分野、サステナビリティやデジタル化などのビジネスの前提となる分野を横断分野と位置付け、政策を進めていくこととした。



# 「繊維ビジョン」への対応状況（「横断分野」への対応状況）

- サステナビリティへの対応については、「繊維製品の資源循環システム検討会」を2023年1月に立ち上げたほか、環境配慮設計ガイドラインについても具体的な検討を開始。繊維企業に対し「責任ある企業行動実施宣言」を慫慂している。
- また、デジタル化やサステナビリティへの対応など優れた取組をする企業を発信するため、ファッション・ビジネス・フォーラムを開催しつつ、事業再構築補助金、IT導入補助金等による支援などを進めているところ。

|                   | 今後の取組                                                                                                           | 実行状況                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横断分野①<br>サステナビリティ | <ul style="list-style-type: none"><li>● 環境に配慮した製品設計の指針を策定。</li><li>● 人権に配慮したサプライチェーン管理を促進するガイドラインを策定。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性を整理するため、「繊維製品の資源循環システム検討会」を2023年1月に立ち上げ。</li><li>● リサイクルのし易さや環境配慮のための「環境配慮設計ガイドライン」の策定と国際標準化を予定。</li><li>● 繊維企業に対し「責任ある企業行動実施宣言」を慫慂（23/11/2時点で、730社が宣言）。</li></ul> |
| 横断分野②<br>デジタル化    | <ul style="list-style-type: none"><li>● 中小企業の業態転換や、デジタルツールの導入を支援。</li></ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"><li>● 「次代を担う繊維産業企業100選」を実施し、ファッション・ビジネス・フォーラムにて表彰。</li><li>● 事業再構築補助金やIT導入補助金により、ビジネスモデルの転換や企業のDX推進を支援。</li></ul>                                                                               |

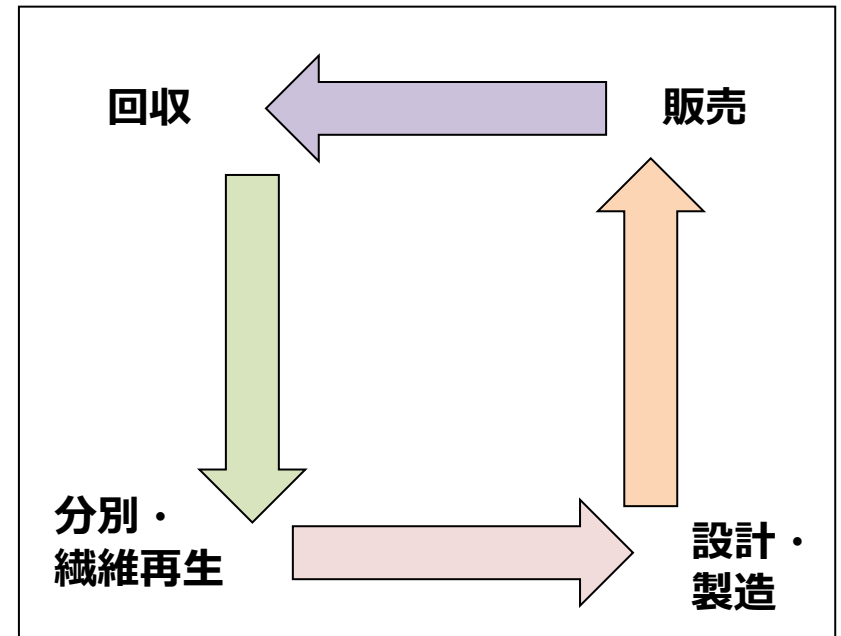
# **繊維製品における資源循環システム検討会に おける議論**

# 繊維製品の資源循環システム検討会

- 繊維製品分野に関しては、特に欧州において、人権DDや環境配慮対応などのサステナビリティに関する取組が急速に進展。一方で、我が国における衣料品のリユースやリサイクルは約35%にとどまっている状況（繊維to繊維リサイクルは1%未満）。
- 我が国の繊維関連企業が、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくために、「繊維製品の資源循環システム検討会」を2023年1月に立ち上げ、資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性を整理。7回の議論を経て、9月に報告書を取りまとめ。

- 繊維製品の資源循環システムを確立するためには、大きく「回収」「分別・繊維再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズで課題が存在。それらを並行的に解決していくことが不可欠。
- 国内における衣料品の回収、回収した衣料品の分別やリサイクル、繊維から繊維へのリサイクル・再生、リサイクル繊維等を活用した製品の販売時における国内法制度等の現状、技術的な課題、消費者への理解等について、諸外国の動向を踏まえながら整理が必要。

## 繊維製品の資源循環システムのイメージ



# 繊維製品における資源循環システム検討会 委員等名簿

## ＜座長＞

新宅 純二郎 東京大学大学院経済学研究科 教授

## ＜委員＞

天沢 逸里 東京大学先端科学技術研究センター 特任准教授

鎌田 安里紗 一般社団法人 unisteps 共同代表理事

木村 睦 信州大学繊維学部化学・材料学科 教授

筑紫 圭一 上智大学法学部地球環境法学科 教授

中谷 隼 東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻 准教授

福田 稔 A.T.カーニー株式会社 シニアパートナー

向 千鶴 株式会社 INFAS パブリケーションズ WWD JAPAN 編集統括 サステナビリティディレクター

渡邊 純子 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

## ＜オブザーバー＞

消費者庁消費者教育推進課

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

一般社団法人天然繊維循環国際協会

一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会

一般社団法人日本ユニフォーム協議会

JSFA（ジャパンサステナブルファッションアライアンス）

日本化学繊維協会

日本繊維産業連盟

日本紡績協会

## ＜事務局＞

経済産業省製造産業局生活製品課

環境省「ファッションと環境」タスクフォース

# 繊維製品における資源循環システム検討会 議事

## 第 1 回：繊維製品の資源循環システムをめぐる現状と課題

- 消費者庁「サステナブルファッションに関する消費者庁の取組について」
- NEDO「繊維製品の資源循環システムの構築に向けた技術開発について」 ○帝人フロンティア「繊維 to 繊維リサイクルの課題」
- 倉敷紡績「廃棄衣料を新たな資源にするアップサイクル L∞PLUS の取り組み」

## 第 2 回：繊維資源回収に関する取組について

- ナカノ「衣料品リサイクルの現状と課題～サステナビリティとエコソフィ～」
- オンワード樫山「衣料品循環の実現に向けた取り組み～オンワード・グリーン・キャンペーン～」

## 第 3 回：販売、表示及び消費者意識に関する取組について

- 京都市「使用済衣服回収・循環システムの構築と市民への普及啓発～京都の実践～」
- 日本ユニフォーム協議会「企業ユニフォームリサイクルにおける可能性」
- 日本毛織「服から服へ～廃棄量削減に向けた循環型制服の取組」
- 日本化学繊維協会「リサイクル繊維の表示方法の検討状況」

## 第 4 回：繊維の資源循環に関する海外動向について

- ReFashion「EPR for textiles and footwear, the French experience」
- EU「TEXTILES ECOSYSTEM」 ○H&M Japan「循環型ファッションへの取り組み」
- パタゴニア日本支社「リサイクル製品のメッセージ発信の取り組み事例」

## 第 5 回：天然繊維の資源循環に関する技術開発等について

- 大津毛織「天然繊維の資源循環 ウールのリサイクルについて」 ○日本紡績協会「綿リサイクルへの取り組みについて」
- ザ・ウールマーク・カンパニー「羊毛産業のサステナビリティと循環性 ザ・ウールマーク・カンパニーの取組」
- 天然繊維循環国際協会「天然繊維循環国際協会の取組について」

## 第 6 回：繊維技術ロードマップの進捗状況について／衣料品以外の繊維製品の資源循環について

- サステナテック「無水・CO2 無排出染色加工技術の開発」 ○産業技術総合研究所「スマートテキスタイル開発の現状」
- 東リ「TOLI 完全循環型リサイクルシステムについて」 ○ニトリホールディングス「ニトリグループの資源循環への挑戦」
- 日本寝具寝装品協会「寝具における資源循環の取組」

## 第 7 回：報告書（案）について

報告書本体



# 回収に関する課題と取組の方向性

| 現状と課題                                                                  |   | 取組の方向性                                                                   |           |
|------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 生活者に対し、故衣料品が「資源」であることが十分に認識されていない                                      | ➡ | <u>国・自治体・事業者による普及啓発</u>                                                  | 環境整備      |
| 利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない                                                  | ➡ | <u>回収拠点のより一層の整備</u>                                                      | 環境整備      |
| 「専ら物」に関する自治体の理解促進                                                      | ➡ | 自治体の <u>グッドプラクティスの収集・整理</u><br>リサイクル技術を有する事業者の<br><u>自治体等への発信の仕組みの整備</u> | 周知・広報     |
| 産業廃棄物である企業ユニフォーム等に関しては、<br>広域認定制度を活用した回収を行うことも、<br>故衣料品の回収率を向上させるために重要 | ➡ | <u>広域認定制度の周知と制度活用</u> に向けた検討                                             | 周知・広報     |
| 回収された故衣料品を再利用・再生利用へと<br>確実に繋げることが重要                                    | ➡ | 事業者等の<br><u>故衣料品等を循環利用する計画の認定と</u><br><u>認定事業者に対する支援措置</u> の検討           | 計画認定・支援措置 |



京都市における資源回収の様子



アパレル企業における店頭回収の一例（青山商事、ライトオン）

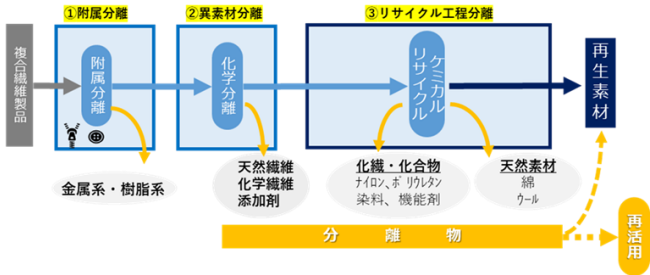


# 分別・繊維再生に関する課題と取組の方向性

| 現状と課題                                               | 取組の方向性                                                                                                 |                  |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 利便性のある故衣料品の回収場所が存在しない                               | 回収拠点のより一層の整備（再掲）                                                                                       | 環境整備<br>技術開発・標準化 |
| 故衣料品の回収増加や労働人口減少に耐えうる効率的な分別・選別体制の構築                 | 故衣料品の分別・選別の効率化に向けた<br><b>自動選別技術の開発</b> （NEDO先導研究）<br>故衣料品に含まれる繊維素材等に関する <b>情報のデジタル化</b> （ICタグ活用の標準化調査） | 技術開発             |
| 単一素材のリサイクル技術の商用化に向けたリサイクル繊維の品質向上や再生にかかるコスト・エネルギーの低減 | 単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けた<br><b>コスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化</b> （令和4年度補正予算にて支援）                           |                  |
| 回収される故衣料品の約65%が混紡品、混紡品の分離・再生技術は未開発                  | <b>混紡品の分離・再生技術の開発</b><br>（NEDO先導研究）                                                                    | 技術開発             |
| 故衣料品の脱色プロセスにおける環境負荷（水等の使用）の削減                       | 超臨界脱色加工技術等の <b>水消費量の少ないプロセスの開発</b> （NEDO先導研究）                                                          | 技術開発             |



回収された故衣料品の選別の様子



複合素材繊維の分離プロセスの一例

# 設計・製造、販売に関する課題と取組の方向性

| 現状と課題                                                     | 取組の方向性                                                                                                                                   | ガイドライン策定<br>環境整備<br>支援措置 |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 長寿命化やリサイクルしやすい製品設計、製品の環境配慮の度合いを評価するための仕組みが必要。             | <b>「環境配慮設計ガイドライン」の策定</b><br>(法制度上の位置づけについても検討)<br><b>繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化</b><br>環境配慮設計ガイドライン準拠製品に対する <b>表示のあり方、製造事業者に対する支援措置</b> の検討 |                          |
| 現状と課題                                                     | 取組の方向性                                                                                                                                   | 標準化                      |
| リサイクル繊維の定義、リサイクル素材の含有量、リサイクルプロセスにおけるCO2排出量等に関する表示ルールが未整備。 | <b>標準化（JIS化）の検討と海外制度との調和</b><br>(ISO化を見据えた検討)<br><b>新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇</b>                                                           |                          |
| アパレル企業等により回収された故衣料品の処分方法に関する情報開示が十分でない。                   | アパレル企業等が回収した <b>故衣料品の情報開示に取り組みやすい環境整備</b> 、取組に対する支援の検討                                                                                   | 環境整備<br>支援措置             |
| 生活者のリサイクル繊維に対する理解の深化やリサイクル製品の購入促進                         | <b>意識醸成</b> に向けたそれぞれのプレイヤーの責務の明確化                                                                                                        | 意識醸成                     |



分解したダウンジャケット



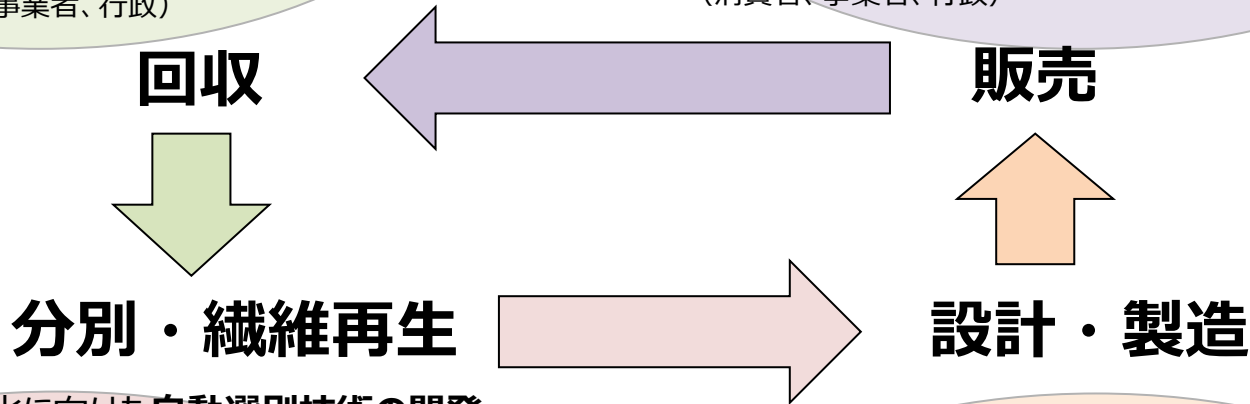
環境配慮設計の一例（東和株式会社）



アパレル企業等によるリサイクル繊維表示の一例（アダストリア、しまむら）

# 繊維製品の資源循環システム構築に向けた課題と取組の方向性まとめ

- 繊維リサイクルに協力する環境整備（生活者、事業者、行政）
- 自治体のグッドプラクティスの収集・整理（行政）
- リサイクル技術を有した事業者の自治体への発信（行政）
- 事業者等の故衣料品等を循環利用する計画の認定と認定事業者に対する支援措置の検討（行政）
- 広域認定制度の周知及び制度活用に向けた検討（事業者、行政）
- 回収拠点の整備（事業者、行政）
- 表示ルールの整備と標準化（JIS化）の検討（事業者、行政）
- 海外制度との調和（ISO化の検討）（事業者、行政）
- 新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇（行政）
- アパレル企業等が情報開示に取り組みやすい環境の構築・取組に対する支援の検討（事業者、行政）
- 国民の意識醸成に向けた国の責務の法的な位置づけの検討（消費者、事業者、行政）



- 分別・選別の効率化に向けた自動選別技術の開発（事業者、大学、行政）
- トレーサビリティ情報のデジタル化に関する取組の推進（事業者、大学、行政）
- 単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けたコスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化（事業者、大学、行政）
- 複合素材繊維の分離・再生技術の開発（事業者、大学、行政）
- 超臨界無水型脱色加工技術等の水消費量の少ないプロセスの開発（事業者、大学、行政）
- 「環境配慮設計ガイドライン」の策定と法制度上の位置づけの検討（事業者、行政）
- 繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化（事業者、行政）
- ガイドライン準拠製品に対する新たな表示のあり方、製造事業者に対する支援措置の検討（行政）

# 労働環境整備・取引適正化

# 繊維産業における人権遵守に関する取組

- 日本繊維産業連盟においては、日本の繊維企業における人権・労働環境の適正化に向け、ILO（国際労働機関）による協力を得て、2022年7月に「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインは、中小企業を主な対象としており、労働者の人権に特化したもの。
- 多忙な中小企業の経営者の方も、付属のチェックリストで自己診断することで、法令遵守・適切な労働環境の整備の着手が可能。

## 繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン

|            |                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------|
| 2021年7月    | 繊維産業のサステナビリティに関する検討会にて責任あるサプライチェーン管理の観点からガイドラインの策定が提言          |
| 2022年7月    | 日本繊維産業連盟がILOの協力を得て、「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」を策定                 |
| 2022年8月以降  | ガイドラインの説明会・講演等を全国で開催（12回）                                      |
| 2023年2月、4月 | 社会保険労務士協会と連携し、労働法規の専門家である社会保険労務士に対するキャパビルを東京にて開催（社会保険労務士39名参加） |



＼ 詳細はこちら ＼



## 「責任ある企業行動ガイドライン」 チェックリスト

(別冊)

チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について

2022年7月

日本繊維産業連盟

総 論

|                                                                                                                                                             | 該当項目に問題がある | 該当項目に問題がない |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 経営トップの関与の下、人権方針を策定しているか？                                                                                                                                    |            |            |
| 策定した方針を自社の事業全体に組み込み浸透させるため、ガイドライン第二部の2に掲げる人権課題に関連する内部規程や社内規定を整備しているか？                                                                                       |            |            |
| 自社に関連するサプライチェーンが把握できているか？（自社の製品に関して、自社より川上の工程がどのようになっているか（原料調達から紡糸、紡織、染色、製織・製編、染色整理、縫製など）、国の作成などを行い、関係する企業とその所在地のリストを作成し、定期的に更新することが重要である。現時点でサプライチェーンが把握でき |            |            |

3.差別

① 確認項目例

| <全般>                                                                             | 該当項目に問題がある | 該当項目に問題がない |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 経営トップの宣言により、あらゆる形態の差別を明示的に禁止しているか？ また、方針声明が企業トップからすべての部門にいたるまで定着するよう努力をしているか？    |            |            |
| 労働者に対して、その人格を傷つける言動、差別的言動、偏見や伝統的価値観に基づいた偏った処遇を行っているか？                            |            |            |
| 労働者の構成比率が特定の属性に偏ったものとなっていないか？ 例えば、女性が職位や職能について男性よりも低い地位に集中している性別職業分離が起きていないか、など。 |            |            |

| <採用時>                                                                                                                               | 該当項目に問題がある | 該当項目に問題がない |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 仕事の遂行自体には必要のない、特定のグループに不利に働く条件を、求人の条件や採用方針としていないか？（例 女性については結婚していないこと等の条件を課す・採用手続時に妊娠検査の実施を強制したりして妊娠していないことを条件とする、求人広告で特定の年齢層を指定する） |            |            |
| 採用面接時に、職務の遂行に関係のない個人的な情報（例 宗教、出身地、政治的見解、家族構成、介護責任の有無、過去の病歴など）を尋ねていないか？                                                              |            |            |
| 結婚や妊娠等の予定について面接で尋ねていないか？                                                                                                            |            |            |

# 繊維産業における人権遵守に関する取組

- 日本繊維産業連盟では、「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って人権尊重の取組を進めることに賛同した事業者に対し、人権への取組内容について「**責任ある企業行動実施宣言**」を行うよう働きかけ。
- 11月24日時点で、**767社**の企業が宣言を行っている。

## 責任ある企業行動実施宣言 ひな形

### 繊維産業における責任ある企業行動実施宣言 (ひな形：サプライチェーン管理型)

当社は、日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って、当社製品の製造に関与する、外国人技能実習生を含む全ての労働者の人権を尊重すべく、当社製品のサプライチェーンの直接・間接取引先の皆様のご協力も得て、以下の行動を実施することを宣言します。(注1)

1. コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント  
人権を尊重する責任が企業にあることを踏まえ、人権尊重に関する経営トップによる方針(コミットメント)を策定し、公に宣言し、経営システムに組み込みます。  
また、コミットメントに基づき、当社従業員とのエンゲージメントを進めることで、人権を尊重する責任を果たす社内基盤を作っていくとともに、当社製品のサプライチェーンを担う直接・間接取引先の方々にも、当社と同様の取組を行っていただくべく、取引先とのエンゲージメントも進めます。

2. チェックリストによる人権リスクのチェック  
同ガイドラインの別冊「チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について」を活用して、当社及び当社製品のサプライチェーンを担う直接・間接取引先における人権リスクをチェックしていきます。

3. リスクの防止、軽減にむけた行動  
人権リスクをチェックした結果、対応すべき課題があった場合は、人権リスクの深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動をします。

4. PDCA  
人権リスクの防止、軽減に向けた行動については、その効果が有効に存続しているかを継続してモニタリングします。モニタリングの結果、新たな人権リスクがあった場合には、その防止、軽減に向け必要な対応を行います。

5. 情報公開  
当社における人権の尊重の取り組みについては、以下の当社ウェブページにて公表します。(注2)  
当社ウェブページ <https://www. ....>

〇年〇月〇日

企業名

役職・氏名(代表権を有する者)

(注1) 各項目について、具体的な取組事例があれば、できる限り記載してください。  
(注2) ウェブページでの公表が望ましいですが、それ以外の方法で公表する場合は、具体的な公表方法を記載してください。

## 宣言企業数(日本産業分類別) ※11月24日時点

| 業 種                                                                                    | 企業数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業                                                               | 46  |
| 112 織物業                                                                                | 161 |
| 113 ニット生地製造業                                                                           | 29  |
| 114 染色整理業                                                                              | 26  |
| 115 網・網・レース・繊維粗製品製造業                                                                   | 20  |
| 116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)                                                                   | 256 |
| 117 下着類製造業                                                                             | 35  |
| 118 和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り製造業                                                             | 37  |
| 119 その他の繊維製品製造業                                                                        | 54  |
| 511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)                                                                | 28  |
| 512 衣服卸売業                                                                              | 48  |
| 513 身の回り品卸売業                                                                           | 9   |
| 56 各種商品小売業                                                                             | 1   |
| 561 百貨店、562 総合スーパーマーケット、563 コンビニエンスストア、564 ドラッグストア、565 ホームセンター、566 均一価格点、569 その他の各種小売業 |     |
| 571 呉服・服地・寝具小売業                                                                        | 2   |
| 572 男子服小売業                                                                             | 2   |
| 573 婦人・子供服小売業                                                                          | 6   |
| 574 靴・履物小売業                                                                            | 0   |
| 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業                                                                 | 1   |
| その他                                                                                    | 6   |
| 合 計                                                                                    | 767 |

宣言企業リストは、経産省HPおよび日本繊維産業連盟HPにて公表

# 下請取引の適正化 ①繊維業界における自主行動計画

- 繊維業界では、日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会の2団体連名で、2017年に下請法に基づいた自主行動計画を策定。サプライチェーン全体で下請取引の適正化に取り組む。2023年3月の中小企業政策審議会で指摘のあった価格転嫁、知的財産の取扱い、検査基準の取決め等を追記し、2023年7月10日付けで改訂。
- 更に、下請Gメンから、自主行動計画で記載されている事項の一部が必ずしも徹底されていないとの指摘を受け、2023年7月10日付けで「徹底プラン」を策定。

## <自主行動計画の概要>

### I. 適正取引の推進に関する取組み

- ✓ 合理的な価格決定
- ✓ コスト負担の適正化
- ✓ 支払条件の改善
- ✓ 知的財産の取扱い
- ✓ 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
- ✓ パートナーシップ構築宣言の推進

### II. 付加価値向上等に向けた取組み

- ✓ 生産性向上
- ✓ 人材育成・教育推進

### III. 普及啓発活動の推進

### IV. 自主行動計画のフォローアップ

## <徹底プランの概要>

#### 1. 取引対価について

- ・販売価格からの逆算で加工賃の設定を行わない。
- ・労務費、原材料費等も踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決定。

#### 2. 価格交渉について

- ・コストの上昇による取引価格等の見直しの要請があった場合、事業者間で十分に協議し決定。

#### 3. 短納期発注について

- ・物流費等の追加コストを勘案するなど協議を行った上で取引価格を決定。

#### 4. 分割納入について

- ・発注者の事情により分割して納品させる場合、保管費用、物流費など追加費用は発注者が負担。

#### 5. 支払い条件について

- ・60日超の手形は発行しない。代金の支払いは受領後60日以内。

#### 6. 歩引きについて

- ・歩引き取引は、一切行わない。

#### 7. 検査基準

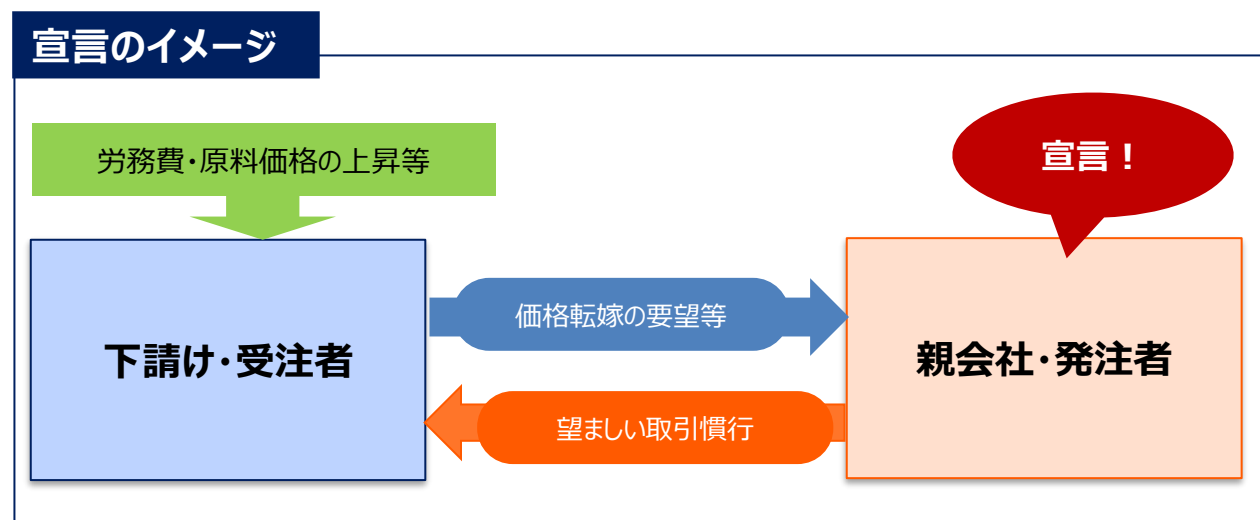
- ・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約は締結しない。

#### 8. 知的財産の保護について

- ・他社のノウハウを無断で使用しない。自社のノウハウに係る部分は、秘密保持契約を締結。等

# 下請取引の適正化 ②パートナーシップ構築宣言

- **「パートナーシップ構築宣言」**は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで**公表**するもの。
  - (1) **サプライチェーン全体の付加価値増大と新たな連携**（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
  - (2) **下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- **「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」**（2020年5月）において、**導入を決定**。
- 2023年11月28日時点で**繊維工業は525社（全体の約1.3%）（産業界全体では、37,540社）**が宣言。



## 下請取引の適正化 ③価格転嫁

- 繊維産業では労働基準関連の法令違反が多く、これはアパレル企業等の下請けである縫製企業等との間で続いてきた長年の取引慣行から、発注工賃が満足に支払われていないことも一因。
- 取引適正化を推進するため、アパレル企業等の発注側企業に対して下請取引パートナーシップ構築宣言の発出や、工程数・素材・ロット数等で適正加工賃（価格）をプライシングする「縫製工賃交渉支援サービス（ACCTシステム）」の普及を推進。

## 縫製工賃交渉支援サービス (ACCTシステム)

▼工程数・素材・ロット数等を入力

標準見積工程一覧

アイテム ジャケット

一覧

ミシン

アイロン

パート違い

品質ネーム付け

品質ネーム付け (裏付き)

品質ネーム裏地読み込み

数量

1

X

品質入れ(裏付き) 読み込み

x 1

30 秒

ミシン

袖付け (裏付き) 表地

表地袖付け (裏付き)

裏付き) 普通袖 (袖局)

数量

1

X

袖付け

x 1

180 秒

ミシン

袖山イセ殺しアイロン

x 1

40 秒

アイロン

袖ぐりアイロン

裏地袖付け

御見積書

前端始末

前端ドテン

前端ドテン

前端ドテン段カット

前端裾アイロン

前端ドテンアイロン

2018年02

002-201

株式会社ユニカンドアルファ

〒1500012

東京都渋谷区

恵比寿南1-5-10

サウスコムビル5F

二カ東京

アルファ縫製 御中

品名

ジャケット

アイテム

ジャケット

納入期日

2018-02-28T00:00:00

各種設定項目値

|              |            |      |
|--------------|------------|------|
| 標準一着生産時間 (A) | 工程数 (73)   | 334  |
| 素材係数 (B)     | 難度2        |      |
| 裁断係数 (C)     | ストライプ・ボーダー |      |
| ロット係数 (D)    | 51 ~ 100   | 1.20 |
| 弊社係数 (E)     |            | 1.70 |
| 余裕率 (F)      |            | 1.25 |

見積明細

|                                                |         |
|------------------------------------------------|---------|
| 一着生産時間 (G) = (A) × (B) × (C) × (D) × (E) × (F) | 12187 秒 |
| 生産時間単位 (H)                                     | 0.80 円  |
| 一着生産見積金額計 (I) = (G) × (H)                      | 9,749 円 |

付帯費用又は外注費等

▲適正加工賃で見積金額を自動的に算出

**(参考) 価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート**

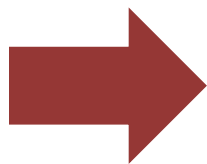
- 効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。



出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査の結果について」（2023）。

# 今後の議論について

- 我が国でも、今後、消費の中心となるZ世代を始め、サステナブルファッションへの意識が高まっており、**環境や人権等への配慮は待ったなしの状況**。また、欧米では、アパレル企業等に対する消費者への情報提供の義務化や適切な情報発信ルールの整備が進展。
- こうした国内外の情勢変化を踏まえ、2030年のSDGs達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、**我が国の繊維産業が産業競争力を維持・強化**していくために、**産業界やアカデミア、政府や地方自治体等**はどのような取組を行っていくべきか。



経済産業省では、**産業構造審議会繊維産業小委員会を11月10日（金）に再開し、環境省・消費者庁と連携しながら、サステナブルファッションの推進に向けた制度整備を検討していく。**

## 【今後のスケジュール】

**第8回**（2023年12月頃）国内における繊維製品の環境配慮に関する取組

**第9回**（2024年1～2月頃）繊維製品に係る情報開示等、国内外の制度整備等の検討状況

**第10回**（2024年2～3月頃）繊維製品の供給量の適正化、グリーンウォッシュ対策等

**第11回**（2024年3～4月頃）人権等DDの普及や繊維産業における取引適正化の徹底、サステナビリティへの対応を踏まえたサプライチェーン再構築・強靱化等について

**第12回**（2024年5月頃）中間とりまとめ